

士協会契約に係る幹事等手当について〔内規〕

一般社団法人宮城県不動産鑑定士協会

一般社団法人宮城県不動産鑑定士協会（以下「本会」という。）が、市町村と不動産鑑定評価業務委託契約等を締結しており、かつ複数の業者会員が担当している場合の幹事等手当に係る基準について、下記のとおり定める。

記

- 1 市町村との契約に係る鑑定評価員が3業者以上となっている契約について、幹事等手当の支給対象とすることを原則とする。
- 2 幹事等手当の財源は、業務委託契約金額より事務経費を除いた金額（鑑定報酬）とする。但し、この金額で幹事等手当の算出が難しい場合に限り、事務経費で調整する。この場合、事務経費の増減については、端数処理にとどめる。
- 3 幹事等手当の支給及び金額については、各市町村の担当評価員による合意とする。仙台市については、理事会の承認とする。
- 4 幹事等手当の支給については、理事会の承認を必要とする。
- 5 市町村との契約に係る鑑定評価員が3業者未満の場合でも、鑑定評価員が協議しその結果、幹事等手当を支給することを希望する場合は、支給の対象とする。

この内規は、令和8年2月6日から施行する。